

6 職員の福祉及び利益の保護の状況

区分	実施主体	内容
共済制度	兵庫県市町村職員共済組合	短期給付、長期給付等（民間でいう社会保険、厚生年金）に関する事業を行っています。
	公立学校共済組合兵庫支部	
	赤穂市職員互助会	職員の相互共済及び福利増進のための事業、各種給付事業、貸付事業等を行っています。
公務災害補償	地方公務員災害補償基金	公務員が、公務上受けた労働災害（公務災害）について、地方公務員災害補償法に基く補償を行います。

7 勤務条件に関する措置の要求の状況

措置要求件数 0件

8 不利益処分に関する不服申立ての状況

不服申立て件数 0件

9 内部通報に関する状況

内部通報件数 0件

※人事行政の運営等の状況については、企業会計分を含め、赤穂市ホームページにも掲載しています。

5 職員の研修及び勤務成績の評定の状況（平成22年度）

(1) 職員研修

研修の種類	内容	研修受講人数
派遣研修	市町村職員中央研修所等において開催される研修	延221名
庁内研修	庁内講師及び派遣講師による研修	延1,052名
自主研修	職員の自主的な参加に基づく研修及び報告会等	延172名

(2) 勤務評定の目的

勤務成績の評定は、人事管理上必要な職員に関する基礎資料を得て、客観的かつ公正に職員の勤務実績を測定し、評定することで、情実を排除した公正な人事行政の運営と、職員の執務能力の発揮及び増進を図ることを目的として実施しています。

(3) 勤務評定の実施状況

- ア 対象者 課長以下の全職員
- イ 評定者 原則として直近の上司2名
- ウ 基準日 各年6月1日及び12月1日
- エ 評定期間 12月2日～6月1日（基準日6月1日）
6月2日～12月1日（基準日12月1日）

赤穂市教育振興基本計画(案) について意見を募集します

市教育委員会では、現在、赤穂市教育振興基本計画(案)(計画期間：平成23年度～32年度)を策定しています。つきましては、次のとおりご意見を募集します。

- 計画(案)は、市HP・各地区公民館・教育委員会でご覧になることができます。
- 募集期間＝11月28日(月)～12月27日(火)
- 提出方法＝住所、氏名、年齢、性別を記入のうえ、郵送、Fax、メール等により提出してください。(様式は自由)
- 意見等の取扱＝個別の回答はいたしません。頂いたご意見は整理し、これに対する市教育委員会の考え方をHPに掲載します。
- 提出・問い合わせ先＝〒678-0292 赤穂市教育委員会総務課(住所不要) ☎43・6857 FAX 43・6895
Eメール：kyosoumu@city.ako.lg.jp

市内循環バス 「ゆらのすけ」からのお知らせ



平成17年10月から運行を開始した市内循環バス「ゆらのすけ」は、運行開始から今年10月で7年目を迎えました。

地域の公共交通として、「みんなで乗って みんなで支える！」を合言葉に、マイカーによる“交通事故の防止”や“排ガスによる環境負荷軽減”のためにも、ますますのご利用をよろしくお祈いします。

年度別乗車人数状況

[有料・無料合計 乗車人数]

	南北ルートA (有年東部)	南北ルートB (有年西部)	東西 ルート	高野 ルート	計
H17.10～H18.3	3,647	4,331	3,741		11,719
H18.4～H19.3	6,433	7,481	6,233	※2,285	22,432
H19.4～H20.3	6,870	7,509	6,060	3,191	23,630
H20.4～H21.3	7,152	7,540	6,249	3,329	24,270
H21.4～H22.3	7,268	7,575	5,256	3,148	23,247
H22.4～H23.3	7,066	7,432	5,311	3,091	22,900
H23.4～H23.9	3,674	3,931	2,818	1,572	11,995
計	42,110	45,799	35,668	16,616	140,193

※ H18.7から運行開始

「ゆらのすけ」からのお願い
ゆらのすけの運行ルートは、狭い道路が含まれています。路上駐車や、個人の敷地から道路に張り出す立ち木の枝など運行の妨げになる場合がありますので、沿線地域の皆様には、スムーズな運行に協力いただきますようよろしくお願いいたします。

問い合わせ先

- 運賃、運行時刻などについて
ウエスト神姫赤穂営業所
☎43・3325
- 「ゆらのすけ」全般について
企画課 ☎43・6867